

食安輸発第0522001号  
平成21年5月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(ドミニカ産マンゴー及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ドミニカ産生鮮マンゴーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ドミニカ産マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) DOT FRUITS S. A. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、シプロコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（シプロコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。  
なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあつては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮マンゴー
2. 原 産 国：ドミニカ
3. 包 装 者：DOT FRUITS S. A.
4. 検査結果：シプロコナゾール 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21017672180号1欄）
6. 輸 入 者：有限会社 V I É N T